

テニスコート利用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長

東京都立雪谷高等学校長 豊岡 耕一郎

1 使用時間について

- (1) 午前9時から12時、13時から16時まで3時間ずつとします。
- (2) 使用時間は、使用準備から使用後の片づけ等までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。

2 使用場所について

- (1) テニスコート使用者はテニスコート内及び屋外トイレを使用し、校舎等建物へ入室することは出来ません。
- (2) 校内への出入りは、あらかじめ指定した門(正門)から行ってください。
- (3) 自転車は、指定の場所に駐輪して必ず鍵をかけてください。
- (4) 自動車での来校はできません。

3 使用方法について

- (1) 登録団体以外の方は、校内に入れません。試合対戦相手も登録団体のみです。
- (2) テニスコート使用の際は、テニスシューズを使用してください。
- (3) 使用後は必ずトンボやレーキで清掃・整地、ブラッシングを行い、使用前の状態に戻してください。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙です。(喫煙について近隣から苦情が出ています。校舎内に限らず、正門前の道路でも気をつけてください。)
- (5) ごみ、空き缶は全て持ち帰ってください。
- (6) テニスコート内では、飲食禁止です。
- (7) 屋内施設の使用はできないため、更衣は自宅等であらかじめ済ませて来校してください。
- (8) 使用者のけが等事故については、その団体の責任において処置してください。校内の保健室等の使用はできません。
- (9) 使用後は必ず管理指導員に使用状況(人数、事故の有無等)を報告してください。
- (10) 使用中は、近くの住民に騒音等で迷惑がかからないように注意してください。
- (11) 許可をした目的以外の使用をすることはできません。
- (12) 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。

4 その他

- (1) 管理指導員は、登録団体の使用終了後、直ちに「管理指導員日誌」に必要事項を記入し、学校に提出してください。(事故発生状況も報告してください。)
雨天等により施設の使用ができなかった場合もその旨記入してください。
学校の郵便受けを使用する場合は封筒に入れる等他の新聞等に紛れ込まないように配慮してください。
- (2) テニスコートが状態不良の場合は、使用を中止してください。
当日午前中使用していても、雨となった場合は午後の使用は中止してください。
- (3) 事故発生の場合は管理指導員の指示に従ってください。
- (4) 以上の事項に違反した場合、学校開放運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止、または団体の登録を取り消すこともあります。

使用登録団体の要件

登録団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 人以上の団体
- (2) 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
- (3) アマチュア活動を目的としている団体
- (4) 営利を目的としない団体
- (5) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

管理指導員の職務

- (1) 使用施設の開錠、施錠等に関すること
- (2) 使用施設・用具の管理に関すること
- (3) 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること
- (4) 使用者の規律保持に関すること
- (5) 「管理指導日誌〔施開様式 9〕」の記入に関すること。
- (6) 開放施設の使用に際し、施設または備品等を毀損、滅失または汚損したときは、直ちに運営委員長に報告すること。

今年度の登録に当たり特に注意をお願いする事項

- ① 本校は部活動が盛んで、年々実績を積んでおります。その関係で、開放日前後に大会に勝ち進み練習が必要になる場合があります。その場合、変更をお願いする可能性もあります。
- ② 大震災が発生した場合、学校施設が復興の際の拠点や、計画停電の対象になる可能性があります。そのときの状況によっては使用許可の取消を行うこともありますので、御理解ください。
- ③ 校舎内で盗難が発生しております。必ず集団で入校し、職員から身分を聞かれたときは「〇〇団体の〇〇です。」と答えられるようにしてください。また不審者を発見したときは、すぐに職員または警察に連絡してください。